

## 目次

### ご案内

8月・11月はいばらき働き方改革推進月間です	2
働き方改革優良(推進)企業認定制度のご案内	3~4
女性活躍推進アドバイザー無料派遣のご案内	5~6
いばらき労働相談センターのご案内	7
勤労者のための生活資金融資制度のご活用を!	8
元気いばらき就職面接会のご案内(水戸・土浦会場)	9
在職者訓練・いばらき名匠塾について	10

### 募集

いばらき女性活躍推進会議会員募集	11~12
女性リーダー登用先進企業募集	13
障害者雇用優良企業の募集	14~15
令和4年度「県立IT短大」入学生募集(推薦入学)	16
令和4年度 県立産業技術専門学院入学生募集	17

### お知らせ

[労働局から]	
労働保険料の口座振替納付について	18
業務改善助成金のご案内	19
働き方改革推進支援助成金について	20~21
人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内	22~23
両立支援等助成金制度のご案内	24~25
無期転換ルール周知啓発	26
労働局の認定制度のご案内	27~28
改正職業安定法(求人不受理)について	29~30
[労働委員会から]	
労働委員会の窓から	31~33

## 8月・11月は、「いばらき働き方改革推進月間」です

ノー残業デーやテレワーク、時差出勤の実施など、働きやすい職場づくりに向けて、できるところから取り組みましょう。

### 「働き方改革」とは？

これまでの仕事の進め方や働き方を見直し、生産性向上を図りながら「働きやすい職場環境の実現」を目指すため、業務の効率化等による

所定外労働時間の削減、休暇取得の促進などに取り組むことです。

働き方改革に取り組むことで、ワーク・ライフ・バランス

(仕事と生活の調和)の実現にもつながります。



### 「働き方改革」に取り組むと何のメリットがあるの？

適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することは、仕事に対する社員の意識やモチベーションを高めるとともに業務効率の向上にプラスの効果が期待されます。

社員の能力がより発揮されやすい環境を整備することは企業全体としての生産性を向上させ

収益の拡大や企業の成長・発展につなげることができます。

### 新しい働き方・休み方が始まっています。

新しい生活様式のためには、新しい働き方と休み方が求められます。

時差通勤には、始業・終業時刻の変更やフレックスタイム制のほか、

時間単位の年次有給休暇の柔軟な活用も考えられます。

新しい働き方・休み方を実践し、魅力ある

職場づくりに取り組みましょう。



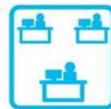
#### 働き方の新しいスタイル



テレワークや  
ローテーション勤務



時差通勤で  
ゆったりと



オフィスは  
ひろびろと



会議は  
オンライン



対面での打合せは  
換気とマスク

#### 【お問合せ】

茨城県産業戦略部 労働政策課 労働経済・福祉グループ

電話：029-301-3635 FAX：029-301-3649 E-mail：[rosei1@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:rosei1@pref.ibaraki.lg.jp)

HP：<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/2020hatarakikatagekkan.html>

茨城県 働き方改革推進月間 で検索！



自分らしく働くワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、多様な働き方や業務効率化などの働き方改革に取り組み、「働き方改革優良企業」の認定を目指してみませんか。

## 概要

「茨城県 働き方改革優良企業」で検索！

■ **受付期間**：通年 ※認定は、随時行います。

■ **対象要件**：

- ・茨城県内に本社、本店又は事業所等を置く企業（個人、団体を含む）であること
- ・茨城県が実施する「いばらき女性活躍推進会議」への会員登録がなされていること等



## 推進企業

多様な働き方、業務効率化、多様な人材の活用など、働き方改革に向けて一定の取り組みを行っている企業  
【メリット】

- ・県から働き方改革に関する情報を提供します。
- ・県のホームページで推進企業として公表します。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として取り扱われています。（令和3・4年度資格者名簿分）

## 優良企業

上記、推進企業の条件を満たし、所定外労働時間数、年次有給休暇取得率、離職率など、一定の数値基準を達成した企業  
【メリット】

- ・県が運営する求人サイト「いい顔で働こう。いばらきの求人」で優良企業の特集ページで紹介します。
- ・県が主催する就職面接会などの企業選定の際に優遇します。
- ・特に優れた取組について、セミナーなどの場において、県が積極的にPRします。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として取り扱われています。（令和3・4年度資格者名簿分）

認定の流れ・申請方法など詳細は裏面へ⇒

# 貴社の働き方改革への取組をアピールするチャンス！

## 認定の流れ

### ● 「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録

※詳細は、「申請方法」に記載の県労働政策課ホームページをご参照ください。

### ● 認定基準達成状況表（様式第2号）のチェック表の該当する箇所をチェック

★認定基準達成状況表のチェック表1～5の項目で、基準点をクリア

➡ 推進企業認定

★推進企業の基準を満たし、認定基準達成状況表のチェック表1～10の項目で、基準点をクリア

➡ 優良企業認定

### ● 申請書類を提出 ※詳細は、「申請方法」および「提出先」の項目をご参照ください。

### ● 認定申請書を受理後、認定基準を満たしていると認められる企業に対し、認定証を交付

※審査に必要な情報の聞き取りや現地調査、資料の提出を求められることがあります。

### ● 認定証を交付した企業は、以下の内容を県ホームページ等で公表

①：認定企業の名称、所在地、代表者役職氏名 ②：働き方改革の取組内容 等

### ● 認定の有効期間は、認定日から起算して2年間

※期間満了後に認定更新を希望する場合は、更新に関する申請書類の提出が必要となります。

※企業等の所在地・名称に変更があった場合には、変更届出書の提出が必要となります。

## 申請方法

### ● 下記申請書類を作成の上、ご提出ください。 ※詳しくは、県労働政策課ホームページをご覧ください。

①：茨城県働き方改革優良（推進）企業認定申請書（様式第1号）

②：茨城県働き方改革優良（推進）企業認定基準達成状況表（様式第2号）

③：誓約書（様式第3号）

### ● 申請書は、県労働政策課ホームページ（下記URL）よりダウンロードしてください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/nintei.html>

※「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録がお済みでない場合は、別途、県労働政策課あて手続きが必要です。

※申請書類に記載いただいた情報は、当認定制度の審査および関連する事業以外では使用いたしません。

## 提出先・問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉担当

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 県庁舎16階

TEL/029-301-3635 FAX/029-301-3649 E-mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

# ご存じですか？

2022年4月から常時雇用する労働者が101名以上の事業主は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が義務化となります。

女性が活躍できる  
職場を目指している中小企業等へ、  
女性活躍推進アドバイザー(社会保険労務士等)を派遣し、  
課題の掘り起こし、  
課題解決のアドバイス、  
女性活躍推進法に基づく  
一般事業主行動計画<sup>(※)</sup>の  
策定まで、きめ細やかにサポートします。

※一般事業主行動計画とは？  
事業所が、自社の女性の活躍に関する状況の把握・課題分析をもとに目標を設定し、目標を達成するための具体的な取り組み内容をまとめたものです。

もっと輝く  
職場に  
女性活躍推進  
アドバイザーを  
**無料**で派遣します!

支援企業数

限定 **30** 社

※応募企業が支援企業数を超えた場合は抽選となります。

募集  
期限

令和3年7月30日 **金**

申込  
条件

- ① 茨城県内に本社があること
- ② 申し込み時点で行動計画が未策定であること
- ③ 国または市町村から同様の趣旨のアドバイザー派遣を受けていないこと

女性活躍に関する取組が評価されると表彰・認定等の獲得につながります

両立支援等  
助成金

(女性活躍加速化)



茨城県  
女性リーダー登用  
先進企業表彰



えるぼし認定



上記の詳細やその他の制度・取組は、  
アドバイザー訪問時に詳しくご案内いたします。

お申込みは裏面をご確認ください▶

# 茨城県女性活躍推進アドバイザー派遣申込書

女性活躍推進アドバイザーの派遣を希望される企業は、本書に必要事項をご記入の上、**メール**にて、お申し込みください。

この申込書は労働政策課のホームページ（以下URL）からダウンロードできます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/jokatsu/adviserhaken.html>

（「茨城県女性活躍推進アドバイザー派遣」と検索）

## ●基本情報

団 体 / 企 業 名	フリガナ			
代表者の役職・氏名	フリガナ			
主 要 業 種	<input type="checkbox"/> 農業、林業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 宿泊業、 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> 公務	<input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 不動産業、 物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、 娯楽業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 分類不能の産業	<input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 学术研究、 専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> サービス業	
全 従 業 員 数	正社員	人	パート勤務者等	人
（うち女性従業員数）	（正社員	人	パート勤務者等	人）
一般事業主行動計画の 策 定 状 況	<input type="checkbox"/> 策定予定（ 月頃）		<input type="checkbox"/> 未定	
本 社 所 在 地	フリガナ			
	〒			

## ●ご担当者

所 属 （ 部 課 ）			
役 職 ・ 氏 名	フリガナ		
T E L ・ E-mail	TEL	E-mail	

## ■企業情報および個人情報の取扱いについて

※本申込書に記載いただく企業情報および個人情報につきましては、本業務に関することのみを使用し、目的以外の使用をすることはありません。

**【申込先】 茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ**

**E-mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp**

TEL 029-301-3635 FAX 029-301-3649

# いばらき労働相談センター出張相談会のご案内

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による賃金や休業手当の不払い、一方的な解雇や配置転換、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。
- いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。
- ご相談方法は、電話のほか、面談、メールでの相談も受け付けております。  
※メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。
- なお、各地区就職支援センター内での出張面談についても、日程調整のうえ行っておりますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。
- また、出張相談会を以下の日程で行いますので、まずはお電話にてセンター（029-233-1560）あてお問い合わせください（事前にご予約された方優先。事前予約がない方も、当日の相談は可能）。

・相談窓口  
・開設日時

月曜日～金曜日：9:00～19:00（相談受付は18:30まで）  
第2・第4土曜日：9:00～15:00（相談受付は14:30まで）  
※第1・第3土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業

・場所  
・電話番号  
・メールアドレス

水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階  
029-233-1560  
rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

・主な相談内容

労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、職場でのいじめ、パワハラ等

・令和3年度上半期 出張相談会の開催スケジュール 【相談時間：各日10時から16時】

日にち	会場	
7月7日(水)	県南生涯学習センター(土浦市)	小講座室4
7月15日(木)	つくば市役所	コミュニティ棟3階会議室B
7月29日(木)	日立市役所	本庁舎5階 502 会議室
8月12日(木)	筑西市役所	本庁舎3階 303 会議室
8月19日(木)	つくば市役所	本庁舎3階会議室 302
9月9日(木)	鹿嶋勤労文化会館	会議室1
9月16日(木)	つくば市役所	コミュニティ棟3階会議室B

※相談無料・秘密厳守

# 勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。保証人はいません（日本労信協保証）。

## 勤労者緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方
- 【用途】◆自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等）  
◆医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等）◆教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等）◆災害・交通事故のため必要となった資金◆転居費用
- 【融資金額】100万円以内
- 【利率】年利1.6% 別途保証料0.7%
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

## 失業者等緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方
  - ・失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件）
  - ・勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
- 【用途】◆日常生活に必要な生活資金
- 【融資金額】50万円以内 【利率】年利1.2%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

## 育児・介護休業生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方で、次のいずれかに該当する方
  - ・勤務先の育児休業・介護休業制度を利用して、休業後復職することが確かな方
  - ・子の看護休暇、又は介護休業を取得する方
  - ・育児又は介護のための所定労働時間の短縮措置を利用する方
- 【用途】◆期間中の生活費全般
- 【融資金額】100万円以内 ※休業期間1ヶ月当たり10万円まで（5ヶ月の場合は50万円まで）
- 【利率】年利1.5%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（1年以内の元金措置期間を含む）



融資金利は、令和3年4月1日現在の利率です。予告なく変更する場合があります。審査に必要な書類等は、下記までお問合せください。

<お借入申込み> 中央労働金庫県内各支店  
<お問い合わせ> 中央労働金庫茨城県本部 (Tel:029-221-4181)  
茨城県労働政策課 (Tel:029-301-3635)

# ～茨城で働こう！君にぴったりの会社がここにある！～

## 「元気いばらき就職面接会(水戸会場)」を実施します！

若者や離職され求職中の方、就職氷河期世代の方を対象に、合同就職面接会を開催します。

記

- 1 開催日時 令和3年7月21日(水曜日)  
13:30～15:30(受付13:00～)
- 2 会場 水戸合同庁舎 大会議室  
(水戸市柵町1-3-1)
- 3 対象求職者 若者や離職され求職中の方  
就職氷河期世代の方
- 4 参加事業所 県内に本社又は就業場所がある事業所 20社
- 5 備考 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、開催内容を変更する場合があります。変更の場合は、県のホームページで情報を公開します。

参加費無料  
事前申込不要

### 【問い合わせ先】

○茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室  
TEL: 029-301-3645



## 「シニア向け就職面接会(土浦会場)」を実施します！

中高年やシニアの方向けの求人企業が参加する合同就職面接会を開催します。

記

- 1 開催日時 令和2年7月29日(木曜日)  
13:30～15:30(受付13:00～)
- 2 会場 土浦合同庁舎 第1会議室  
(土浦市真鍋5-17-26)
- 3 対象求職者 概ね50歳以上の中高年及びシニアの方
- 4 参加事業所 県内に本社又は就業場所がある事業所 15社
- 5 詳細 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、開催内容を変更する場合があります。変更の場合は、県のホームページで情報を公開します。

参加費無料  
事前申込不要

### 【問い合わせ先】

○茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室  
TEL: 029-301-3645



# 在職者訓練・いばらき名匠塾について

～ 技能人材の育成をサポートします ～

県内5つの県立産業技術専門学院では、「指導員の確保が難しい」、「ノウハウがないので社員教育になかなか取り組めない」、「現在の社内教育をさらに充実させたい」といったご意見に応えられるよう、企業等で就業中の皆さんを対象として各種技能講習を実施しています。是非、従業員の教育訓練にご活用ください。

## 在職者訓練（スキルアップセミナー）

機械・電気・溶接・IT・新入社員研修など、4つのコースでお仕事に必要な技能習得をサポートします。

コース	講座の内容・実施例	定員	訓練時間	受講料
技能向上	電気工事士受験対策（筆記・技能）、ガス・アーク溶接、新入社員研修 など	1講座あたり 10～30名 程度	12～24時間 程度	3,040円
IT	基本情報技術者試験対策、機械・建築CAD、ホームページ作成 など			
オーダーメイド	企業等の個別のご要望にお応えして計画実施します。まずは内容や日程（土日・夜間実施も可）をお聞かせください。 品質管理、ガス・アーク・ティグ溶接、機械加工（普通旋盤・フライス盤）、型枠施工、基本情報技術者試験対策 など	5～20名 程度	最長 210時間	※労働安全衛生法に基づく講座は 2,750円
技能ブラッシュアップ	技能検定1・2級取得を目指すなど技能者のレベルアップを図ります。 普通旋盤作業訓練（日立）	8名程度		

## いばらき名匠塾

ものづくりマイスター（茨城県知事の認定）等の優れた技能者が、培ってきた高度で専門的な技術や技能を伝承する場として、「いばらき名匠塾」を実施しています。

【訓練コース】機械系職種（旋盤・フライス盤等）、金属加工系職種（構造物鉄工・溶接等）、電子技術系職種（電子・電気機器組立等）など

【対象者】中小企業等で働く中堅青年技能者（概ね20～30代）

【定員】各コース5名以内（各産業技術専門学院で1コース（筑西のみ2コース）実施）、定員30名

【訓練時間】48時間（訓練日は土日又は平日の夜等、希望に応じて調整します。）

【受講料】1人あたり3,040円

### 【問い合わせ先】

○茨城県産業戦略部労働政策課	（水戸市笠原町 978-6）	TEL 029-301-3653
○県立水戸産業技術専門学院	（水戸市下大野町 6342）	TEL 029-269-2160
○県立日立産業技術専門学院	（日立市西成沢町 3-9-1）	TEL 0294-35-6449
○県立鹿島産業技術専門学院	（鹿嶋市林 572-1）	TEL 0299-69-1171
○県立土浦産業技術専門学院	（土浦市中村西根番外 50-179）	TEL 029-841-3551
○県立筑西産業技術専門学院	（筑西市玉戸 1336-54）	TEL 0296-24-1714



ハロートレーニング  
— 急がば学べ —

在職者訓練は茨城県が実施する  
公的職業訓練（ハロートレーニング）です

# いばらき女性活躍推進会議

女性活躍に取り組む

## 会員企業を募集します！

対象：県内の企業・事業所



いばらき女性活躍  
推進会議

(推進会議ロゴマーク)

茨城県では、企業、関係団体、行政が一体となって男女が多様な働き方を実現できる環境づくりを進めています。

女性はもちろん男性もいきいきと働き、ともに活躍する活力ある茨城の実現をめざし「いばらき女性活躍推進会議」を設立しました。

推進会議では、この会議の設立趣旨に賛同していただける企業を募集しています。

### 会員登録のメリット

会費  
無料

- 企業が抱える女性活躍推進についての課題解決のヒントとなる各種講演会、研修会 等についてご案内いたします。
- 会議のロゴマークを活用することでイメージアップにつながります。
- 県の建設工事入札参加資格審査において加点されます。
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定を支援します。

(事務局)

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

TEL/029-301-3635 FAX/029-301-3649

Mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

(労働政策課ホームページ)

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/joseikatsuyaku.html>



# いばらき女性活躍推進会議 会員募集のご案内 (会費無料)

いばらき女性活躍推進会議では、設立趣旨をご理解いただき本会にご参加いただける会員を募集しております。

趣旨に賛同し、加入を希望される方は、本書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールにて、下記の事務局にお送りください。

## ●基本情報

団体／企業名 (名簿に記載されます)	フリガナ			
代表者の役職名・氏名	フリガナ			
主要業種	<input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 飲食店、宿泊業 <input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸売、小売業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 金融・保険業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援事業
全従業員数	正社員	人	パート勤務者等	人
(うち女性従業員数)	(正社員	人	パート勤務者等	人)
所在地	フリガナ			
	〒			

## ●ご担当者

所属／氏名	フリガナ			
TEL・FAX・E-Mail	TEL	FAX	E-Mail	

## ●女性活躍推進状況の「見える化」項目

項目	実績値
管理職（課長相当職以上）の女性割合 ※管理職数に占める女性の割合 (女性の管理職人数÷男女合わせた管理職の人数)	% (令和 年 月時点) ( 人中 人)
社員一人当たりの月平均残業時間（1年間）	時間 (令和 年 月時点)
男性社員の育児休業・休暇等取得率（1年間） ※配偶者が出産した男性社員数に占める育児休業取得者の割合 (育児休業等を取得した男性社員÷配偶者が出産した男性社員)	% (令和 年 月時点) ( 人中 人)

※1 記入された内容（所在地、担当者名、連絡先は除く）は、原則としてHP上に公開します。

※2 記入された内容について、事務局より確認のお電話をさせていただくことがございます。

※3 「見える化」項目については、最新の情報を年に1回ご報告ください。

## ■企業情報および個人情報の取扱について

※本申込書に記載いただく企業情報および個人情報につきましては、公表する項目を除き、本会議に関するご連絡等に使用し、ご本人の承諾がない限り、その他の目的以外の使用・事務局以外の第三者への提供をすることはありません。

**事務局** いばらき女性活躍推進会議事務局（茨城県産業戦略部労働政策課 茨城県水戸市笠原町978-6）  
 FAX 029-301-3649 ☎ 029-301-3635 E-Mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp  
 ※この様式は、茨城県労働政策課のホームページから、ダウンロードすることもできます。

# 「令和3年度茨城県女性リーダー登用先進企業表彰」の募集

県では、企業における女性の活躍を推進するため、女性の登用に積極的に取り組み、その実績が優れている企業を「茨城県女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。

令和3年度表彰候補企業の募集を以下のとおり行いますので、積極的なご応募をお待ちしております。詳細につきましては、県労働政策課ホームページをご覧ください。

## 表彰制度の概要

### ●対象

茨城県内に本社又は主たる事業所を有する企業

### ●表彰の主な要件

- 1 「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録を行っていること。  
※会員登録は、労働政策課で随時行っています。
- 2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局への届出及び外部への公表を行っていること。
- 3 一般事業主行動計画に、管理職等への女性の登用に関する数値目標を掲げ、登用促進のための取組を実施していること。
- 4 直近の事業年度における女性管理職の割合が産業別の基準値を超えており、かつ、直近の3事業年度における割合が概ね向上若しくは高い状態を維持していること。  
または役員に1人以上の女性を登用していること。 など



### ●表彰候補企業の募集

- 1 募集方法／自薦および県内経済団体等からの推薦
- 2 募集期間／**令和3年7月1日(木)～9月30日(木)**
- 3 応募方法／推薦書(様式1)及び推薦調書(様式2)に必要事項を記載の上、関係書類を添えて、郵送又は持参してください。
- 4 その他／表彰要件の詳細及び推薦書類の様式は、以下の労働政策課HPからご確認いただくことができます。



<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/jokatsu/hyousyou.html>

### ●被表彰企業の決定

登用実績及び取組内容(育成、評価・登用、職場風土等)を総合的に判断し、優良賞と特別優良賞を決定します。

- 1 優良賞／取組内容が優れていると認められる企業
- 2 特別優良賞／取組内容及び登用実績が特に優れていると認められる企業

提出・  
問合せ先

**茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉担当**

住所●茨城県水戸市笠原町978-6

電話●029(301)3635(直通) FAX●029(301)3649 メール●rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

# 茨城県障害者雇用優良企業を 募集しています！

県では、障害者の雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定しています。「障害のある方に優しい事業所」として広く知られることにより、企業のイメージアップにつながることを期待できます。障害者雇用に取り組まれている企業の皆さまの応募をお待ちしています。

## 1 認証マーク

県は、認定した企業に対し、認証マーク及び認定証を交付します。認証マークは、企業のパンフレットや名刺に印刷するなど企業のPRに活用できます。

また、認定企業の取り組みを県HP等で紹介させていただきます。



障がい者雇用優良企業

## 2 認定基準

- (1) 県内に本社があること。
- (2) 障害者雇用率が法に基づく算定方法により 2.6%を達成していること又は過去3年間において法定雇用率を達成していること。  
※常用雇用労働者が43.5人未満の企業等については障害者を1名以上雇用していること。
- (3) 裏面に掲げる「職場環境」「雇用」「人的環境」「姿勢」の項目において、それぞれ1つ以上該当する取組を行っていること。
- (4) 特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。
- (5) 申請日から過去1年以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。
- (6) 企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

## 3 申請方法

茨城県障害者雇用優良企業認定申請書（様式第1号）に以下の3つの書類を添えて、ご提出ください。

- (1) 公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 取組内容、その他実績のわかる書類

※手続きおよび様式は県HPに掲載しておりますので、ご利用ください。



申請・お問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 Tel:029-301-3656

Mail : rousei5@pref.ibaraki.lg.jp

## 茨城県障害者雇用優良企業認定企業取組項目

大項目	中項目	内 容	具体的な取組例	
働きやすさ	職場環境	1 設 備 ・ 環 境	障害者に配慮した職場環境となっている。	バリアフリー化・手すり・スロープ等の整備等
		2 作 業 効 率 化	誰もが作業できるような工夫がなされている。	作業内容の単純化・作業手順書等の整備等
		3 安 全 衛 生	障害者が安全に作業を行えるよう配慮がなされている。	事故防止対策・安全装置の導入等
	雇 用	4 労働時間・休暇制度	障害者に配慮した労働時間・休暇制度が設けられている。	短時間・短日数勤務・休憩時間の延長等
		5 正 社 員 雇 用	障害者を正社員として雇用している。	申請日時点で1名以上正社員で就労している障害者が在籍している
		6 継 続 就 業	障害者が離職せず長期間就労している実績がある。	申請日時点で3年以上継続就労している障害者が在籍している
	人的環境	7 職 員 の 理 解 促 進	職場で障害者への理解促進のための取組を実施している。	職場研修会の実施・障害者職業生活相談員の資格取得・配置等
		8 コミュニケーション	障害者とのコミュニケーションを図るための工夫がなされている。	連絡帳・手話取得勉強会・面談・声かけ運動等
		9 福 利 厚 生	障害者が楽しく健康的に働ける取組を実施している。	レクリエーション・健康診断の実施等
積極性	10 研 修 生 の 受 入	障害者の職場実習受入を実施している。	申請日から過去3年以内に委託訓練・トライアル雇用等を活用している	
	11 障 害 者 支 援	障害者就労施設等からの物品・役務の調達・発注等を実施している。	申請日から過去3年のうち年間50万円以上発注している実績がある	
	12 新 規 採 用	障害者を積極的に採用している・しようとしている。	申請日から過去5年以内に障害者の採用実績がある、申請日から過去3年以内に求人登録をしている・障害者就職面接会等への参加実績がある	

## 茨城県障害者雇用優良企業認定企業一覧

R3.3.31 現在

認定番号	法人名	所在地	事業概要	認定年度
1	筑波乳業株式会社	石 岡 市	乳製品及びナッツ製品の製造・販売	H30
2	栗田アルミ工業株式会社	土 浦 市	アルミニウム製品の製造・加工	H30
3	J R水戸鉄道サービス株式会社	水 戸 市	鉄道車両の構内入換運転、検査修繕、駅舎の清掃、駅ビル・一般ビル等の清掃等	H30
4	京三電機株式会社	古 河 市	自動車パワトレインシステム製品の製造及び販売	R1
5	株式会社カシマ	かすみがうら市	金属プレス加工	R1
6	三共貨物自動車株式会社	筑 西 市	運送事業・物流センター・倉庫・商業ビルの賃貸及び管理事業	R1
7	社会福祉法人あかね会	北 茨 城 市	高齢者福祉事業	R1
8	高浪化学株式会社	結城郡八千代町	プラスチックフィルムのリサイクル及びコンパウンド事業	R1
9	株式会社チャンス	牛 久 市	機能訓練型デイサービス、訪問マッサージ	R1
10	株式会社日立物流東日本	日 立 市	道路貨物運送業	R1
11	株式会社日立リアルエステートパートナーズ(旧株式会社日立ライフ)	日 立 市	不動産業 他	R1
12	日和サービス株式会社	日 立 市	廃棄物収集運搬・リサイクル、造園緑化工事、ビルメンテナンス、商品販売	R1
13	横関油脂工業株式会社	北 茨 城 市	食用・工業用油脂製品、化学品の製造	R1
14	株式会社ハラキン	鹿 嶋 市	きのこの生産販売	R1
15	株式会社サンワーク	常 総 市	人材派遣及び住宅用外壁の製造請負	R1
16	株式会社幸和義肢研究所	つ く ば 市	義肢装具製造	R2
17	社会福祉法人尚生会	笠 間 市	高齢者福祉事業	R2
18	社会福祉法人芳香会	古 河 市	高齢者・障害児者・児童福祉事業	R2
19	株式会社カスミ	つ く ば 市	食品スーパーマーケット	R2
20	株式会社南海工業	坂 東 市	コンクリートパイルの製造・埋没	R2
21	株式会社全農・キュービー・エツグステーション	猿島郡五霞町	鶏卵加工品の製造販売	R2
22	関影商事株式会社	つ く ば 市	エネルギー、モビリティ、ビジネス、ライフ事業	R2
23	株式会社アドバンス・カーライフサービス	つ く ば 市	サービスステーション運営	R2
24	社会福祉法人聖隷会	小 美 玉 市	高齢者・児童福祉法人	R2
25	金砂郷食品株式会社	常陸太田市	食品製造業	R2
26	株式会社ヴィオーラ	水 戸 市	貸おしぼり業	R2

# 令和4年度「県立IT短大」入学生募集

県立産業技術短期大学校（県立IT短大）では、  
産業界の即戦力となるIT技術者を育成しています。  
合格率が20%程度の難関な国家試験（基本情報技術者試験）  
に多くの学生が合格しております。

**オープンキャンパス実施中！**

**詳細は、短大HPをご覧ください。**

**多くの皆様のご応募をお待ちしております！**



## ◆施設・定員

施設	茨城県立産業技術短期大学校（県立IT短大） 所在地 〒311-1131 水戸市下大野町 6342 TEL 029-269-5500 交通 大洗鹿島線常澄駅下車徒歩7分
定員	60人（システムコース、生産管理コース、セキュリティコース）

## ◆入試日程

区分	試験日	受付期間
①学校長推薦	10/8(金)	9/6(月)～10/1(金)
②自己推薦	11/5(金)	10/12(火)～10/29(金)
③一般入試（前期）	12/10(金)	11/8(月)～12/3(金)
④一般入試（中期）	2/4(金)	12/13(月)～1/28(金)
⑤一般入試（後期）	3/14(月)	2/7(月)～3/7(月)

※ 「事業主推薦」 区分の②から⑤と同一日程で実施します。詳細については、お問い合わせください。

## ◆学費

入学金	①126,750円（令和3年4月1日以前から引き続き県内に住所を有する者） ②195,000円（①以外の者）
授業料	390,000円（年額）
授業料免除	経済的な理由によって、授業料の納付が困難な学生で、一定条件を満たす場合は、授業料の免除等が受けられます。
その他	教科書代、各種用具等の諸経費が必要です。

※ 詳細については学生募集要項を参照してください。  
短大ホームページ <http://www.ibaraki-it.ac.jp/> からダウンロードできます。



# 令和4年度 県立産業技術専門学院入学生募集！

## 来年度の県立産業技術専門学院の入学生を募集します！

企業の即戦力となるものづくり技能者を育成するため、少人数制のクラス指導によりきめ細かな訓練を行っています。高校の普通科出身の方や女子生徒も安心して学べます。多くの皆様のご応募をお待ちしております！



YouTube で PR 動画を公開しています！

URL <https://www.youtube.com/watch?v=6DGCzEK-rS4>

### ◆募集内容

募集施設	訓練期間	募集訓練科	募集定員
産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院 水戸市下大野町 6342 (TEL029-269-2160)	2年	自動車整備科	20名
		建築システム科	25名
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 (TEL0294-35-6449)	1年	電気工事科	20名
		機械加工科	15名
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市大字林 572-1 (TEL0299-69-1171)	2年	金属加工科	20名
		プラント保守科	20名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50-179 (TEL029-841-3551)	2年	機械技術科	20名
		コンピュータ制御科	20名
		自動車整備科	20名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 (TEL0296-24-1714)	2年	機械システム科	20名
	1年	電気工事科	20名

### ◆入試日程

区分	試験日	受付期間
自己推薦	8/27(金)	7/5(月)～8/20(金)
学校長推薦	10/1(金)	9/6(月)～9/24(金)
一般入試 (A 日程)	10/29(金)	9/27(月)～10/22(金)
一般入試 (B 日程)	12/10(金)	11/8(月)～12/3(金)

※ 応募方法他応募資格等の詳細については、各産業技術専門学院にお問い合わせください。



# 労働保険料の納付は、口座振替が便利です

★一度登録すれば次の納期以降も自動継続されます。この機会に申し込みをお勧めします。★

## 1. 「口座振替納付」のメリット

- ◆金融機関窓口に出向かずに納付ができます。  
忙しくて銀行に行く時間がない！窓口で待たされる！そんなあなたに…
- ◆納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、  
延滞金を課される心配がありません。
- ◆手数料はかかりません。
- ◆ゆとりある納付期日で安心です。  
口座振替を利用しない場合に比べて、第1期分の納付期日が延長されます。

### 口座振替納付日

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替による納付日	9月6日	11月14日	2月14日
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
金融機関への申込締切日	2月25日(終了)	8月14日	10月11日

※当該日が、土曜日、日曜日及び祝日に当たるときは、その翌日が期日となります。

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振り替えとなります。

## 2. 口座振替の申込手続

### お申し込みまでの流れ

申込用紙の入手

口座を開設している金融機関に提出

通知

- ⇒ 口座振替日の約3週間前に振替納付額等をお知らせします。
- ⇒ 引き落とし後も、約3週間で振替結果通知をお送りします。

- ※ 申込用紙を、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。
- ※ 申込用紙を、茨城労働局、各労働基準監督署の窓口でお受け取りください。
- ※ 登録手続きが完了した方に、初回引き落としの約2か月前に登録情報の確認通知をお送りします。
- ※ 一部の金融機関では、口座振替の取り扱いがありません。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

詳細はこちら <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>

厚生労働省 労働保険 口座振替

検索

茨城労働局総務部  
労働保険徴収室  
TEL 029-224-6213

# 令和3年度「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

**事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、  
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。**

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場  ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 <b>4/5</b> 生産性要件を満たした場合は <b>9/10</b> (※1)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性をその3年度前の生産性と比較し、伸び率が一定水準を超えている場合に、加算して支給されます。

## 【ご留意頂きたい事項】

- ◆過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても助成対象となります。
- ◆「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため助成対象となります。

## 【お問い合わせ先】

- ◆全国47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。

申請状況により予算額が不足することが見込まれる場合等は、予算の範囲内で支給します。

詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室(029-277-8294)へお問い合わせください。

# 令和3年度 働き方改革推進支援助成金のご案内

中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的として、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む **中小企業事業主等**（※）に対する助成制度です。ぜひご検討ください。

コース	労働時間短縮・年休促進支援コース	労働時間適正管理推進コース
助成概要	労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備を行う中小企業事業主に対し、取組に要した費用（下記「助成対象」参照）を助成	労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に対し、取組に要した費用（下記「助成対象」参照）を助成
対象事業主	<p>以下の(1)及び(2)に該当する事業場で(3)①から③の目標に向けた取り組みを1つ以上行う予定の中小企業事業主</p> <p>(1) 交付申請時点及び支給申請時点で36協定が締結・届出されていること</p> <p>(2) 年5日の年次有給休暇の取得に向けて必要な就業規則等を整備していること</p> <p>(3) ①月60時間を超えている36協定の時間外労働時間の縮減</p> <p>②病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対策のための休暇、不妊治療のための休暇のいずれかの導入</p> <p>③時間単位の年次有給休暇制度の導入</p> <p>※ 上記に加え、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上引き上げる目標の追加が可能</p>	<p>以下の(1)及び(2)に該当する事業場で(3)①及び②の全ての目標に向けた取り組みを行う予定の中小企業事業主</p> <p>(1) 36協定を締結していること</p> <p>(2) 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること</p> <p>(3) ①勤怠管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理ITシステムを用いた労働時間管理方法を新たに採用し、かつ賃金台帳等の労務管理書類について5年間保存することを新たに就業規則等に規定すること</p> <p>②「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に係る研修を労働者等に対して実施すること</p>
助成率、上限額	<p><b>費用の3/4を助成</b></p> <p>※ 常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成</p> <p>・上記(3)①の取組の場合</p> <p>令和3年度又は令和4年度に有効な36協定において、ア 時間外労働の上限を月60時間以下に設定 ⇒ 上限100万円又は50万円（現に有効な36協定の時間数により上限額が異なります） イ 時間外労働の上限を月60時間を超え月80時間以下に設定 ⇒ 上限50万円</p> <p>・上記(3)②及び③の取組の場合 ⇒ それぞれ上限50万円</p> <p>※ 上記①から③に加え、労働者の時間当たりの賃金額を3%以上引き上げた場合、引上げ率及び引上げ人数に応じて上限額を加算</p>	<p>成果目標の達成状況に応じて、支給対象となる取り組みの実施に要した経費の一部を支給</p> <p><b>上限額 50万円</b></p> <p>以下のいずれか低い額</p> <p>・成果目標達成時の上限額及び賃金引き上げ達成時の加算額の合計額</p> <p>・対象経費の合計額×費用の3/4を助成※</p> <p>※ 常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成</p>
助成対象	就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費	
交付申請期限	令和3年11月30日（火）	令和3年11月30日（火）

コース	勤務間インターバル導入コース	団体推進コース
助成概要	勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し、当該取組に要した費用（下記「助成対象」参照）を助成	3社以上の中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた取組に要した費用（下記「助成対象」参照）を助成
対象事業主 (団体推進コースにおいては支給要件)	以下の(1)及び(2)に該当する事業場で(3)①から③いずれかに該当する事業場を有すること。 (1) 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること (2) 原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること (3) ①勤務間インターバル制度を導入していない事業場 ②既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場 ③既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場	以下のいずれかに該当する事業主団体※など (1)3社以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体 (2)10社以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主 ※事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の1/2を超える必要があります。
助成率、上限額	費用の3/4を助成 ※常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 上限額はインターバル時間数等に応じて、 9時間以上11時間未満 ⇒ 上限80万円 11時間以上 ⇒ 上限100万円 など ※1 上記に加え、労働者の時間当たりの賃金額を3%以上引き上げた場合、引き上げ率及び引上げ人数に応じて上限額を加算	上限500万円 ※都道府県又は複数の都道府県単位で構成する中小企業の事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は、上限1,000万円
助成対象	就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費	会議開催費用、実態調査費用、セミナー開催又は受講費用、巡回指導費用、相談窓口の設置費用、人材確保等のための費用など、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に必要な経費
交付申請期限	令和3年11月30日（火）	令和3年11月30日（火）

注) 上記の他、コースごとに詳細な要件、経費によっては助成対象となる上限額等が定められています。

交付申請に当たっては、各要綱、要領、申請マニュアルも併せてご確認ください。

注) テレワークコースについては、令和3年度より、働き方改革推進支援助成金から人材確保等支援助成金（テレワークコース）へ移行しています。

※ 中小企業事業主とは、「資本または出資額」「常時雇用する労働者数」のいずれかが下表に該当する事業主です。

	小売業（飲食店を含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用雇用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

<お問合せ、申請先> 茨城労働局 雇用環境・均等室 TEL 029-277-8294

# 人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援します！

<p><b>助成対象となる取組</b></p>	<p>① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更                  ② 外部専門家によるコンサルティング                  ③ テレワーク用通信機器の導入・運用                  ④ 労務管理担当者に対する研修                  ⑤ 労働者に対する研修</p>	
<p><b>助成対象となる取組の実施期間</b></p>	<p>テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日まで                  ※機器等導入助成の支給申請は、テレワーク実施計画認定日から起算して7か月以内に実施</p>	
<p><b>評価期間</b></p>	<p>機器等導入助成</p>	<p>計画認定日から起算して6か月以内の連続する3か月                  ※評価期間の始期は事業主が設定</p>
	<p>目標達成助成</p>	<p>評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間</p>

支給額等は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

## ① 機器等導入助成

### 支給要件

- 新たに、テレワークに関する制度を規定した労働協約または就業規則を整備すること。
- テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組を1つ以上行うこと。
- 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。
  - ✓ 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は
  - ✓ 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする

### 支給額

支給対象経費の**30%**

- ※以下のいずれか低い方の金額が上限額
- ・100万円 又は
  - ・20万円×対象労働者数

## ② 目標達成助成

### 支給要件

- 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。
- 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。
- 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。

### 支給額

支給対象経費の**20% <35%**

- ※以下いずれか低い方の金額が上限額
- ・100万円 又は
  - ・20万円×対象労働者数

※<内は生産性要件を満たした場合に適用

ご利用の流れ等については裏面をご確認ください。

- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html)
- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/telework/index.htm](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm)

# ご利用の流れ

1

## テレワーク実施計画の作成・提出

- ✓ 提出期限までに、事業主の主たる事業所（通常は本社）の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）へ提出



管轄労働局が  
テレワーク実施計画を  
**認定**

2

## 認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取組（※）を実施

### 評価期間（機器等導入助成）においてテレワークを実施

- ✓ 計画認定日以降、以下3の支給申請日までに、取組の実施（機器購入の場合は納品）・支払を終えることが必要。
- ✓ 計画認定日から起算して6か月間を経過する日までの期間内において、事業主が連続する3か月間を「評価期間（機器等導入助成）」として設定し、テレワークに取り組む（評価期間の始期は事業主が設定）。

#### ※支給対象となる取組（カッコ内の数字は上限額）

対象となる取組の詳細については厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

#### ✓ テレワーク用通信機器の導入・運用

- ネットワーク機器（15万円）
- サーバ機器（50万円）
- NAS機器（10万円）
- セキュリティ機器（30万円）
- ウェブ会議関係機器（1万円／対象労働者1人）
- サテライトオフィス利用料（30万円）

#### ✓ 労務管理担当者に対する研修（10万円）

#### ✓ 労働者に対する研修（10万円）

#### ✓ 外部専門家によるコンサルティング（30万円）

#### ✓ 就業規則・労使協定等の作成・変更（10万円）

3

### ①機器等導入助成に係る支給申請

- ✓ 上記2の実施後、計画認定日から起算して7か月以内に、管轄労働局へ支給申請書を提出
- ✓ テレワークに関する制度を就業規則等で新たに規定することが必要
- ✓ 上記2の評価期間（機器等導入助成）において、前頁のテレワーク実績基準を満たすことが必要



#### 助成金の支給

支給対象経費の  
**30%**

- ※以下いずれか低い方が上限
- ・100万円 又は
- ・20万円×対象労働者数

4

### 評価期間（目標達成助成）においてテレワークを実施

- ✓ 上記2の評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間（評価期間（目標達成助成））において、テレワークを実施。

5

### ②目標達成助成に係る支給申請

- ✓ 上記4の評価期間（目標達成助成）の終了日の翌日から起算して1か月が経過する日までに、管轄労働局へ支給申請書を提出
- ✓ 前頁の離職率目標を満たすことが必要
- ✓ 上記4の評価期間（目標達成助成）において、前頁のテレワーク実績基準を満たすことが必要



#### 助成金の支給

支給対象経費の  
**20%（35%）**

- ※以下いずれか低い方が上限
- ・100万円 又は
- ・20万円×対象労働者数

※（）内は生産性要件を満たした場合に適用

## 助成金の詳細・問合せ先

助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

人材確保等支援助成金

検索



厚生労働省HPへは  
こちらのQRコードからも  
アクセス可能です。

# 両立支援等助成金等のご案内

支給額の＜ ＞内は、生産性要件（次ページ参照）を満たす場合の助成額です。

## 1. 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主及び育児目的休暇を導入し男性労働者が利用した事業主に対して助成

- ① 育児休業
  - 1人目の育児取得
    - 中小企業 57万円<72万円>
    - 中小企業以外 28.5万円<36万円>
- \* 2人目以降の支給額は、取得日数等により額が異なります。
- \* 個別面談等育児休業の取得を後押しする取り組みをした場合、加算あり
- \* 1企業あたり1年度10人まで支給
- ② 育児目的休暇
  - 中小企業 28.5万円<36万円>
  - 中小企業以外 14.25万円<18万円>
- \* 1企業1回まで支給

## 2. 介護離職防止支援コース

① ② 「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組み、利用者が生じた中小企業事業主、又は仕事と介護との両立に資する制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に対して助成

③ 新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために有給休暇を取得した利用者が生じた中小企業事業主に対して助成

- ① 介護休業
  - 【休業取得時】 28.5万円<36万円>
  - 【職場復帰時】 28.5万円<36万円>
- ② 介護両立支援制度 28.5万円<36万円>
  - \*それぞれ、1企業あたり1年度5人まで支給
- ③ 新型コロナウイルス感染症対応特例
  - 労働者1人あたり
    - ・有給休暇取得日数が合計5日以上10日未満 20万円
    - ・有給休暇取得日数が合計10日以上 35万円
  - \*1企業あたり5人まで支給

## 3. 育児休業等支援コース

① ② 「育休復帰支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主に対して助成

③ 育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた中小企業事業主に対して助成

④ 育児休業から復帰後の支援として、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主に対して支給

⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等により子供の世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、利用者が生じた事業主に対して助成

- ① 育休取得時 28.5万円<36万円>
- ② 職場復帰時 28.5万円<36万円>
  - \*業務代替労働者への職場支援等の取り組みをした場合、加算あり
  - \*1企業あたり無期雇用労働者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで支給
- ③ 代替要員確保時 47.5万円<60万円>
  - \*育児休業取得者が有期雇用労働者の場合、9.5万円<12万円>加算
  - \*1企業あたり1年度10人まで支給（最初の支給から5年間に限る）
- ④ 職場復帰後支援
  - 【子の看護休暇制度】
    - ・制度導入時 28.5万円<36万円>
    - ・制度利用時 取得した休暇時間数に1,000円<1,200円>を乗じた額
  - 【保育サービス費用補助制度】
    - ・制度導入時 28.5万円<36万円>
    - ・制度利用時 事業主が負担した費用の3分の2の額
  - \*制度導入時の助成は、いずれかについて1企業あたり1回まで支給
  - \*制度利用時の助成は1企業1年度あたり「子の看護休暇制度」は200時間<240時間>、「保育サービス費用補助制度」は20万円<24万円>まで支給
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対応特例
  - 対象労働者1人あたり5万円
  - \*1企業あたり延べ10人まで支給（上限50万円）

#### 4. 女性活躍加速化コース

常時雇用する労働者が300人以下の中小企業事業主が、女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定して、目標を達成した場合に助成

- 1企業1回限り  
・数値目標達成時 47.5万円<60万円>

#### 5. 新型コロナウイルス感染症に関する

##### 母性健康管理措置による休暇取得支援コース 及び 母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の労働者が取得できる有給（年次有給休暇の賃金相当額の6割以上）の休暇制度（年次有給休暇を除く）を整備し、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知した事業主に対して助成

##### 【休暇取得支援コース】

- ・当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主
- ・対象労働者1人あたり28.5万円  
(1事業所あたり5人まで)

##### 【休暇制度導入助成金】

- ・当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた事業主
- ・1事業場につき15万円

#### 6. 不妊治療両立支援コース

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度（①不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制度、⑥テレワーク）の利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度や①～⑥の両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成

##### ① 環境整備、休暇の取得等

1事業主あたり28.5万円<36万円>

※「不妊治療プラン」を策定し、不妊治療と仕事の両立のための社内のニーズの調査や、利用できる休暇制度等の周知を行い、当該プランに基づき休暇制度・両立支援制度を合計5日(回)以上利用労働者に取得または利用させた事業主

##### ②長期休暇の加算

1人あたり28.5万円<36万円>

※連続20日以上休暇を取得し、原職復帰後3ヶ月以上継続勤務させた場合、1事業主あたり1年度5人まで

#### 【生産性要件とは？】

助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が

- ・その3年度前(\*1)に比べて6%伸びている または
- ・その3年度前(\*1)に比べて1%以上(6%未満)伸びている(\*2)

場合に、助成の割増等がされる制度です。

ただし、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

\*1 3年度前の初日に雇用保険適用事業主であることが必要です。また、会計期間の変更などにより、会計年度が1年未満の期間がある場合は、当該期間を除いて3年度前に遡って算定を行います。

\*2 この場合、金融機関から一定の「事業性評価」を得ていることが必要です。

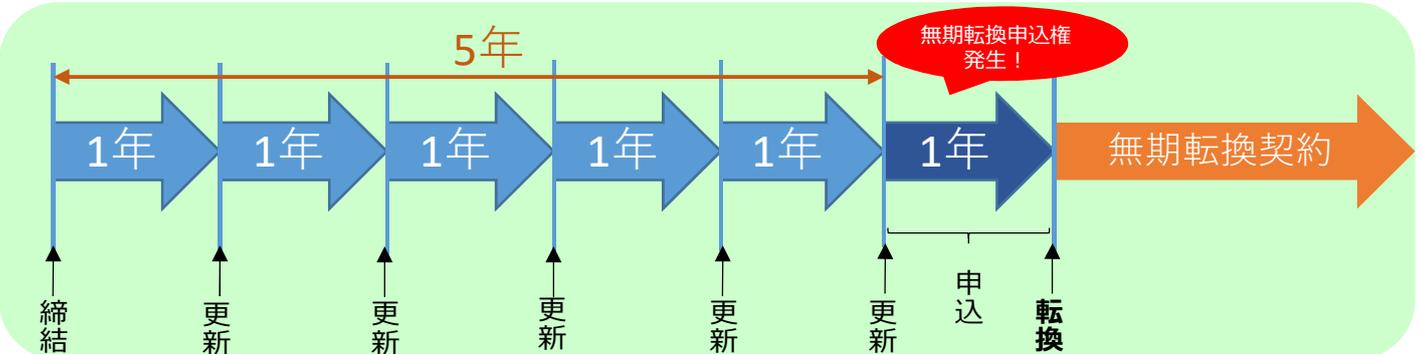
○ 上記以外にも詳細な要件が定められています。また、申請総額が予算額を超過した場合等は、予算の範囲内において支給します。

○ 詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8294)まで。

# 安心して働くための「無期転換ルール」をご存知ですか？ 平成30年4月から、多くの方に無期転換申込権が発生しています。 まずは契約期間の確認を！！

## ▶無期転換ルールとは

同一の使用者（企業）との間で有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときには、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。（労働契約法第18条）



## ▶対象となる方は

対象となる方は、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

## ▶無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換の申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（**会社は断ることはできません**）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、後のトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

## 雇止め・契約期間中の解雇等について

無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

- 有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数などの上限などを一方的に設けたとしても、不当な雇止めとして許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。
- 契約期間の途中で解雇することは、やむを得ない事由がある場合でなければ認められません。

## 高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例

### ▶有期雇用特別措置法とは

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、5年を超えるプロジェクトで有期契約の高度専門職を雇用する事業主や、定年後5年を超えて継続雇用を行う事業主には、雇用管理に関する特別の措置を講じた場合、無期転換申込権発生までの期間に関する特例が適用されます。

### ▶特例の内容

#### ①高度専門職の特例

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主に雇用され、
- ・高収入で、かつ高度の専門的知識を有し、
- ・その高度の専門的知識等を必要とし、5年を超える一定の期間に完了する業務に従事する。

有期雇用労働者（高度専門職）については、そのプロジェクトに従事している期間は、無期転換申込権が発生しません。

#### ②継続雇用の高齢者の特例

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局の認定を受けた事業主の下で、
- ・定年に達した後、引き続いて雇用される

有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

### ▶手続き・その他参考情報

特例の適用を受けるためには、**雇用管理措置に関する計画の認定申請が必要**です。詳しくは厚生労働省HP ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html)) をご覧ください。

また、無期転換ルールの概要やメリット、無期転換ルールに関する特例の詳細については「**無期転換ポータルサイト**」(<https://muki.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。

事業主の  
皆さま！

# 認定制度を活用して、 自社の魅力度UP↑ しませんか？

労働局には5つの認定制度があり、法律に定める一定の要件を満たせば、業種や企業規模に関わらず、申請することができます！

～認定を受けると、こんなに**メリット**があります！！～

- 認定の証である「認定マーク」で認定企業であることを**対外的にPR!**
- **企業イメージアップ↑**
- **優秀な人材の採用&定着!**
- 調達における**一般競争入札**で**加点評価**されます。 ※メリットは一例です

## 若者応援！「ユースエール認定」

若者の採用・育成に積極的で雇用管理状況などが優良な中小企業を認定する制度です。

【問合せ先】 職業安定課 ☎029-224-6218



## 障害者雇用応援！「もにす認定」

障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小企業を認定する制度が令和2年7月よりできました！

【問合せ先】 職業対策課 ☎029-224-6219



## 安全衛生優良企業認定

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全水準を維持・改善している企業を認定する制度です。

【問合せ先】 健康安全課 ☎029-224-6215



## 子育てサポート！「くるみん認定」

両立支援制度の導入や利用が進んでいる企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。また、くるみん認定を既に受け、より進んだ取組を行っている企業については、プラチナくるみん認定制度があります。

【問合せ先】 雇用環境・均等室 ☎029-277-8295



## 女性活躍！「えるぼし認定」

女性の活躍促進に関する状況等が優良な企業として認定する制度です。認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あります。また、えるぼし認定を既に受け、取組の実施状況が特に優良な企業を認定する、プラチナえるぼし認定制度が令和2年6月よりできました！

【問合せ先】 雇用環境・均等室 ☎029-277-8295



厚生労働省・茨城労働局

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html>



# 認定企業一覧

ユースエール認定企業		
企業名	業種	市町村
株式会社武井工業所	製造業	石岡市
ベンギシステム株式会社	情報通信業	つくば市
株式会社エスピーエル	情報通信業	ひたちなか市
太洋電機産業株式会社	製造業	阿見町
社会福祉法人盡誠会	医療、福祉	稲敷市
日本放射線エンジニアリング株式会社	製造業	日立市
東興機械工業株式会社	サービス業	東海村
社会福祉法人愛信会	医療、福祉	土浦市

くるみん認定		
企業名	業種	市町村
株式会社カスミ	卸売業、小売業	つくば市
株式会社ケースホールディングス	卸売業、小売業	水戸市
いばらきコープ生活協同組合	複合サービス事業	小美玉市
株式会社筑波銀行	金融業、保険業	土浦市
国立研究開発法人物質・材料研究機構	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
関彰商事株式会社	卸売業、小売業	筑西市
ヤノヒモコンタクトウェアメント株式会社	製造業	阿見町
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	学術研究、専門・技術サービス業	東海村
株式会社常陽銀行	金融業、保険業	水戸市
社会福祉法人泰仁会	医療、福祉	石岡市
社会福祉法人笠間市社会福祉協議会	医療、福祉	笠間市
社会福祉法人恵愛会	医療、福祉	つくば市
生活協同組合バルシステム茨城 栃木	複合サービス事業	水戸市
社会福祉法人征峯会	医療、福祉	筑西市
筑波乳業株式会社	製造業	石岡市
国立大学法人筑波大学	教育、学習支援業	つくば市
社会福祉法人芳香会	医療、福祉	古河市
キヤノン化成株式会社	製造業	つくば市
医療法人篤会	医療、福祉	ひたちなか市
ヤノロジイングス株式会社	製造業	坂東市
国立研究開発法人森林研究・整備機構	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
国立研究開発法人土木研究所	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市

目指して  
みませんか？

もにす認定		
企業名	業種	市町村
該当する企業はありません		

目指して  
みませんか？

安全衛生優良企業認定		
企業名	業種	市町村
該当する企業はありません		

目指して  
みませんか？

プラチナえるほし認定		
企業名	業種	市町村
該当する企業はありません		

えるほし認定（茨城では全て「3段階目」での認定となっています）

企業名	業種	市町村
株式会社常陽銀行	金融業、保険業	水戸市
株式会社カスミ	卸売業、小売業	つくば市
関彰商事株式会社	卸売業、小売業	筑西市
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
株式会社ケースホールディングス	卸売業、小売業	水戸市
株式会社茨城新聞社	情報通信業	水戸市
高橋興業株式会社	サービス業(他の業種を含む)	土浦市
社会福祉法人征峯会	医療、福祉	筑西市
社会福祉法人山水苑	医療、福祉	日立市
日本ファブテック株式会社	製造業	取手市

結城信用金庫	金融業、保険業	結城市
医療法人博仁会	医療、福祉	常陸大宮市
社会福祉法人勇成会	医療、福祉	水戸市
医療法人社団平仁会	医療、福祉	筑西市
水戸エンジニアリングサービス株式会社	製造業	ひたちなか市
社会福祉法人博友会	医療、福祉	常陸大宮市
茨城トヨペット株式会社	卸売業、小売業	水戸市
社会福祉法人木犀会	医療、福祉	笠間市
美野里デリカ株式会社	製造業	小美玉市
株式会社関西ケースデンキ	卸売業、小売業	水戸市
水戸信用金庫	金融業、保険業	水戸市
株式会社いっぴい	卸売業、小売業	神栖市
株式会社九州ケースデンキ	卸売業、小売業	水戸市
マルイアドバンス株式会社	製造業	日立市
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
ベンギシステム株式会社	情報通信業	つくば市
茨城県信用組合	金融業、保険業	水戸市

プラチナくるみん認定

企業名	業種	市町村
株式会社筑波銀行	金融業、保険業	つくば市
株式会社ケースホールディングス	卸売業、小売業	水戸市
株式会社カスミ	卸売業、小売業	つくば市
株式会社常陽銀行	金融業、保険業	水戸市
水戸信用金庫	金融業、保険業	水戸市
社会福祉法人征峯会	医療、福祉	筑西市
株式会社関西ケースデンキ	卸売業、小売業	水戸市

※業種は「日本標準産業分類」の大分類になります。  
※掲載は各制度認定した順での表記です。

令和3年6月11日現在

求人企業の皆さまへ

## 改正職業安定法（求人不受理）について

2020年（令和2年）3月30日から、改正職業安定法の一部や関連する政令・省令・指針が施行され、ハローワークは、**一定の労働関係法令違反のある求人者などからの求人の申込みを受理しないことが可能**となります。

このリーフレットでは、**求人企業の皆さまが、ハローワークに求人を申し込む際に留意していただきたい点**をお知らせします。

ハローワークは、原則として、全ての求人の申込みを受理しなければならないとされています。ただし、以下のいずれかの要件に該当する場合には、**求人の申込みを受理しないことができます。**（④～⑥の要件が、改正職業安定法により追加されました。）

- ① 内容が法令に違反する求人
- ② 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當な求人
- ③ 求人者が労働条件を明示しない求人
- ④ **一定の労働関係法令違反のある求人者による求人**
- ⑤ **暴力団員など（※）による求人**  
（※）暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者
- ⑥ **職業紹介事業者からの報告の求めに応じなかった求人者による求人**

○ ハローワークは、求人の申込みが上記の要件に該当するか否か、求人者に対して報告を求めることができるとされており、職業安定法では、**求人者は、ハローワークからその求めがあったときは、正当な理由がない限り、応じなければならない**とされています。



- 正当な理由なく、ハローワークからの**報告の求めに応じなかった場合は、求人の申込みが受理されないこととなります**ので、**報告にご協力**ください。
- また、報告の際に、**事実と相違する報告をした場合には、都道府県労働局による勧告や公表などの対象となる可能性**があるので、**正しい内容の報告**をお願いします。

### 【参考：職業安定法】

- 第五条の五 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みは全て受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人の申込みは受理しないことができる。
- 一～六 （上記①～⑥のとおりであるため省略）
  - 2 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めることができる。
  - 3 求人者は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。



以下に該当する場合には、求人の申込みが受理されません

対象となる主なケース		基本となる不受理期間
労働基準法及び最低賃金法に関する規定	1年間に2回以上、同一の対象条項違反により是正指導を受けた場合	法違反の是正後6か月経過するまで
	対象条項違反により送検され、公表された場合	送検された日から1年経過するまで
職業安定法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に関する規定	対象条項に違反し、法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合	法違反の是正後6か月経過するまで

違反した場合に求人の申込みが受理されないこととなる法律の規定

法律	対象条項
労働基準法	<p>&lt;男女同一賃金&gt;第4条、&lt;強制労働の禁止&gt;第5条、&lt;労働条件明示&gt;第15条第1項及び第3項、&lt;賃金&gt;第24条、第37条第1項及び第4項、&lt;労働時間&gt;第32条、第36条第6項（第2号及び第3号）、第141条第3項、&lt;休日・休暇等&gt;第34条、第35条第1項、39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項、&lt;年少者関係&gt;第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条、&lt;妊産婦関係&gt;第64条の2（第1号に係る部分に限る）、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項                      (※)労働者派遣法第44条(第4項を除く)の規定により適用される場合を含む。</p>
最低賃金法	第4条第1項
職業安定法	<p>&lt;労働条件等の明示&gt;第5条の3第1項、第2項及び第3項、&lt;求職者等の個人情報の取扱い&gt;第5条の4、&lt;求人の申込み時の報告&gt;第5条の5第3項、&lt;委託募集&gt;第36条、&lt;労働者募集に係る報酬受領・供与の禁止&gt;第39条、第40条、&lt;労働争議への不介入&gt;第42条の3において読み替えて準用する第20条、&lt;秘密を守る義務&gt;第51条</p>
男女雇用機会均等法	<p>第5条から第7条、第9条第1項から第3項、第11条第1項、第11条の2第1項、第12条及び第13条第1項                      (※)労働者派遣法第47条の2の規定により適用される場合を含む。</p>
育児・介護休業法	<p>第6条第1項、第10条（第16条、第16条の4及び第16条の7において準用する場合を含む）、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項（第16条の9第1項において準用する場合を含む）、第16条の10、第17条第1項（第18条第1項において準用する場合を含む）、第18条の2、第19条第1項（第20条第1項において準用する場合を含む）、第20条の2、第23条第1項から第3項まで、第23条の2、第25条、第26条及び第52条の4第2項（第52条の5第2項において準用する場合を含む）                      (※)労働者派遣法第47条の3の規定により適用される場合を含む。</p>

■ 「女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律」（令和元年法律第24号）の施行に伴い、**令和2年6月1日から、対象となる規定などの一部が改正**され、以下の①または②の規定に違反し、勧告・公表された場合も、求人不受理の対象となります。

○ 追加される対象となる法律の規定

- ①労働者がセクシュアルハラスメント等に関する相談を行ったこと等を理由とした不利益取扱いの禁止  
 具体的には：男女雇用機会均等法第11条第2項（第11条の3第2項、第17条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む。）、育児・介護休業法第25条第2項
- ②職場におけるパワーハラスメント防止に関する事業主の雇用管理上の措置義務、パワーハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由とした不利益取扱いの禁止  
 具体的には：労働施策総合推進法第30条の2第1項及び第2項（第30条の5第2項及び第30条の6第2項において準用する場合を含む。）（労働者派遣法第47条の4の規定により適用される場合を含む。）

○ 追加される対象となるケース

労働施策総合推進法第33条第2項の規定により公表され、是正後6か月経過していない場合など

# 労働委員会の窓から

令和3年4月1日～令和3年5月31日

労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご利用ください。

## ❁ 今期の事件の状況



## ❁ 審査事件 (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

- ・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。
- また、2件（併合審査）の係属事件が終結しました。
- 係属中の事件は2件です。

### 【終結事件の概要】

事件名	業種	申立年月日 申立人区分	申立人の求める救済内容	終結状況
H30(不) 第3号・ R元(不) 第1号 事件	生活関連 サービス 業	H30. 11. 9 R元. 11. 11 労働組合	1 申立人組合員のパワーハラスメント被害通報への対応遅延等の不利益取扱いの禁止 2 誠実な団体交渉 3 本件別組合の活動に関与することで申立人に対する支配介入の禁止 4 謝罪文の掲示及び広告	令和3年4月19日、労働委員会の関与により和解が成立したことから、取下書が提出され、事件は終結した。 (終結までの所要日数893日)



 **調整事件** (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

- ・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。
- また、**1件**の係属事件が終結しました。
- 係属中の事件はありません。

**【終結事件の概要】**

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
R 3 (調) 第 1 号 事件	医療、福祉	R 3. 3. 26 労働組合	・労働協約の有効期間	今回締結する協約については有効期間を1年とし、その後については労使が誠実に協議していくことで合意が得られ終結した。 (終結までの所要日数64日)

 **個別あっせん事件** (個々の労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

- ・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。
- また、**1件**の係属事件が終結しました。
- 係属中の事件はありません。

**【終結事件の概要】**

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
R 3 (個) 第 1 号 事件	サービス業	R 3. 3. 17 労働者	・休業補償額の不足分の支払い	被申請者のあっせんに応じない意思が明確になったため、打切りとして終結した。 (終結までの所要日数29日)



## お知らせ

### ● 個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会の実施について ●

茨城県労働委員会では、労働問題に関する豊富な知識と経験を有する労働委員（弁護士、学識経験者、労働組合役員、会社役員など）による **個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会** を次のとおり実施する予定です。どうぞ、ご利用ください。

なお、相談には事前予約が必要です（9月上旬から受付を開始します）。

	日時	会場
第1回	10月6日（水）14:00～17:00	県庁舎 23階 茨城県労働委員会事務局 （水戸市笠原町 978-6） ※電話での相談も行います（要予約）。
第2回	10月22日（金）14:00～17:00	
第3回	10月28日（木）17:00～19:00	

【対象者】県内に所在する事業所の労働者及び使用者（雇用形態は問いません）。

※ 詳細は、労働委員会事務局までお問い合わせください。



## 労働委員会講座

### ● 個別的労使紛争のあっせんについて ●

個々の労働者と使用者との間の労働関係について争いが発生し、自主的な解決が困難な場合、当事者間の話し合いを公平・中立な立場でとりなして、紛争の解決を援助するあっせんを行います。県内に所在する事業所の労働者及び使用者が申請できます。

あっせんでは、原則として、1つの事案について、公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合の役員など）、使用者委員（会社役員など）の公労使委員各1名ずつの計3名が、あっせん員として労働委員会の会長から指名されます。

費用は無料で、秘密は厳守します。是非ご利用ください。



### 【お問い合わせ先】茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029-301-5563（総務調整課）、029-301-5568（審査課）

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～



茨城労働 Seed  
7月号 第724号  
茨城県産業戦略部労働政策課  
〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6  
令和3年7月発行 TEL 029-301-3635  
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>